

神戸市家計改善支援事業委託契約提案募集要領

1. 提案募集の趣旨

- (1) 今回の提案募集は、家計の収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者・生活保護受給者を対象に専門的な観点から、適正な家計収支への助言・指導等のきめの細かい支援を実施し、支援対象者の家計管理能力の向上を図り、早期に生活を再建させることを目的としています。
- (2) 本事業は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく事業です。
- (3) つきましては、「神戸市家計改善支援事業委託契約仕様書」（別紙 3）に定める仕様・条件に従って、ご提案ください（「神戸市家計改善支援事業に関する Q&A」（別紙 4）も参照ください）。

2. 業務内容

「神戸市家計改善支援事業委託契約仕様書」（別紙 3）のとおり

3. 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日（土）から令和 6 年 3 月 31 日（日）まで

※本事業に係る令和 5 年度一般会計予算が成立しない場合は、この入札に基づく契約を締結しないことがあります。

※受託者が生活困窮者自立支援法及び関係法令等に定められた事項を遵守し、事業実績が良好であると認められる場合には、令和 7 年度までの継続契約を行う可能性があります。なお、継続契約については、神戸市生活困窮者自立支援事業等委託団体審査委員会（以下、「委託団体審査委員会」という。）に諮った上で決定し、契約は単年度ごとに、各年度の一般会計予算の成立をもって締結するものとします。

4. 提出物

- (1) 「令和 5 年度神戸市家計改善支援事業委託契約提案募集の参加申込について」（別紙 1）
 - (2) 神戸市家計改善支援事業委託契約の提案書（様式任意）
 - (3) 法人概要、登記簿、決算書等事業内容及び業績を説明することのできる資料
- ※電子メールにて、PDF データをご提出ください。

提出先：kurasi-sien@office.city.kobe.lg.jp

5. 提案書の仕様

上記の 4-(2) 提案書には、以下のことを記述してください。

(1) 提案趣旨

- ① 家計改善支援事業の提案趣旨について
- ② 適正な家計収支への助言等による、対象者の生活再建という趣旨の理解について

(2) 見積書

運営費の見積もり

(3) 業務執行体制

- ① 事業所の所在地について
- ② 出務体制について
- ③ 支援担当者の資格（ファイナンシャルプランナー、消費生活アドバイザー等）・経歴について
- ④ 支援担当者へのバックアップ体制について
- ⑤ 支援担当者に対する研修体制について
- ⑥ 苦情トラブルへの対応について

(4) 業務内容

- ①家計管理に関する支援について
- ②滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援について
- ③債務整理に関する支援について
- ④大学等への進学に対する支援について
- ⑤事業の周知について
- ⑥進捗状況の管理について

(5) 業務実績

- ①自治体等での事業委託の実績について
- ②家計に課題を抱える者への支援実績について
- ③生活相談に関する支援実績について
- ④経営基盤について

6. 契約金額の上限

26,016,000 円（税込）

7. 募集期間（参加申込）

令和5年1月20日（金）午後5時（必着）までに、「令和5年度神戸市家計改善支援事業委託契約提案募集の参加申込について」（別紙1）を電子メールにて、ご提出ください。

提出先：kurasi-sien@office.city.kobe.lg.jp

8. 質問の受付

本事業等について質問がある場合は、令和5年1月20日（金）午後5時（必着）までに、「質問票」（別紙2）を電子メールにて、ご提出ください。なお、回答内容は令和5年1月27日（金）（予定）に、参加申込書の提出があった全ての事業者に対して、電子メールにて送付します。

9. 提案資料の提出期限

令和5年2月7日（火）午後5時（必着）までに上記の「4. 提出物」の(2)及び(3)を電子メールにて、ご提出ください。

なお、締め切りまでに提出がなかった場合は、辞退とみなします。

提出先：kurasi-sien@office.city.kobe.lg.jp

10. 委託事業者の選定方法

(1) ご提案いただいた内容につきましては、提案書書面による一次審査、及び委託団体審査委員会における提案事業者からの内容説明（プレゼンテーション）を踏まえ、金額のみならず内容を総合的に評価したうえで、神戸市福祉局くらし支援課が本件の委託契約の事業者を決定いたします。

(2) 一次審査の結果については、令和5年2月14日（火）を目途に、電子メールにて、お知らせします。

(3) 一次審査を通過した提案事業者については、令和5年2月下旬～令和5年3月中旬（予定）（予定）に神戸市役所1号館（予定）にて開催する委託団体審査委員会の中で、提出された提案書をもとにプレゼンテーションを行っていただきます。説明時間は1事業者につき7分以内（予定）とし、その後審査委員から質疑応答を行います。

なお、実施場所及び詳細な開始時間・実施方法については、後日電子メールにて案内します。（提案書をもとに説明を行っていただきますので、プロジェクター等は使用できません。）

(4) 以下の項目に基づき、ご提案内容の評価を行います。

項目	配点	評価の視点（例）
提案趣旨	10	事業に対する理解 等
業務執行体制	20	業務体制、バックアップ体制 等
地元加点	10	本社又は支社等の所在地
業務内容	25	事業の実現可能性、事業の実施方法 等
業務実績	25	同種事業等の業務実績 等
運営費	10	運営費の妥当性 等

評価が同点の場合の措置としては、「業務内容」の項目で点数比較を行い、配点が高い事業者を優先します。（「業務内容」においても、点数の差がつかない場合は、委託団体審査委員会において、総合的に評価を行います。）

(5) 提案者が1者であっても、委託団体審査委員会での審査を実施します。

11. 選定スケジュール

内容	時期
公募開始	令和4年12月28日（水）
募集要領の配布期限	令和5年1月20日（金）午後5時
参加申込書の提出期限	令和5年1月20日（金）午後5時
質問の受付期限	令和5年1月20日（金）午後5時
提案書等の提出期限	令和5年2月7日（火）午後5時
1次審査結果通知	令和5年2月14日（火）予定
委託団体審査委員会の開催	令和5年2月下旬～令和5年3月中旬（予定）
選定結果の通知・公表	令和5年3月中旬予定
契約締結・事業開始	令和5年4月1日（土）

12. 提案事業者の資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす事業者とします。なお、資格要件を満たさない場合は、応募を無効とします。

- (1) 事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人、株式会社等、法人格を有すること。なお、法人格を有しない「協議会」など共同体により実施する場合は、①共同体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること、②構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること。
- (2) 神戸市指名停止基準要綱(平成6年6月15日市長決定)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。本市における請負及び委託契約の業務について、契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続き開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立がなされていないこと。
- (6) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 事業者及びその代表者が直近1年間の所得税、法人税、市町村税等を滞納していないこと。
- (8) 暴力団員が役員として経営に参与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。

13. その他

- (1) 提出書類は、候補者の選定後は、神戸市情報公開条例（平成 13 年 7 月条例第 29 号）第 10 条に基づき非公開となる情報を除き、公文書公開の対象となります。
- (2) 契約の締結にあたっては、選定された企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがあります。

14. 問い合わせ先

神戸市福祉局くらし支援課 担当 森

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 - 5 - 1

電話：078-322-0318

E-mail：kurasi-sien@office.city.kobe.lg.jp